

指定障害福祉サービス短期入所事業所 特別養護老人ホーム雄心苑 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人旭壽会が設置する特別養護老人ホーム雄心苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 2 短期入所の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努める。
 - 3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 4 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 5 前4項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム雄心苑
- (2) 所在地 宮城県石巻市雄勝町小島字和田123番地

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 施設長（管理者） 1名
施設長は事業所の従業者の管理及び事業に係る業務管理を一元的に行う。
- 2) 医師（嘱託） 2名
利用者に対して健康管理及び医療上の指導を行う。

- 3) 介護員 20名以上
適切な介護技術をもって、利用者の心身の状況に応じた日常生活に対する支援及び援助を行う。
 - 4) 看護職員 2名以上
適切な看護技術をもって、利用者の心身の状況に応じた日常生活に対する支援及び援助を行う。
 - 5) 機能訓練指導員 1名以上
利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のために必要な機能訓練を行う。
 - 6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上
利用者の心身の状況・嗜好を考慮した食事の提供に係わる業務を行う。
 - 7) 介護支援専門員 1名以上
 - 8) 生活相談員 2名以上（うち1名はサービス管理責任者）
利用者の生活の向上に係わることについて、利用者及びその家族に対して相談援助を行う。
 - 9) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。
- 2 各職種における員数は、本体施設となる「特別養護老人ホーム雄心苑」が、介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の入所者定員50名と短期入所生活介護事業の利用定員10名を加えた利用者数に対して、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」に定める必要な数を下回らないものとする。
- 3 第1項で定める職種の他に必要に応じたその他の職員を配置することができる。また、各職種の具体的内容は、理事長の承認のもと、施設長が別に定めることができる。

第3章 利用定員

（短期入所の事業の類型及び利用定員）

第5条 事業所は、法第5条第8項に規定する施設であつて、基準省令第117条第3項の適用を受ける事業を行なうものとして短期入所事業を行なう。（空床利用型事業所）

2 事業所の定員は、10名とする。

第4章 短期入所を提供する主たる対象者

（短期入所を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）
- (4) 障害児

第5章 指定短期入所の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

(短期入所の内容)

第7条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清しき
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 送迎サービス（ただし、宿泊を伴う場合に限る。）

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

(1) 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて送迎サービスを行う場合

通常の送迎の実施地域を越えた区間 1キロメートルあたり 30円

(2) 食事の提供に係る費用

1日につき1,380円（うち食材料費780円）

（朝食分）1食につき 350円（うち食材料費230円）

（昼食分）1食につき 600円（うち食材料費300円）

（夕食分）1食につき 430円（うち食材料費250円）

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等（低所得利用者という。）に対して食事の提供を行った場合は、食材料費のみの支払いを受けるものとする。

(3) 居室に係る光熱水費 1日につき370円

(4) 日用品費の実費

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、石巻市と女川町の一部（詳細は下記のとおり）とする。ただし、通常の送迎範囲以外の地域であっても、特別な事情等があり、事業所が認めた場合は、入退所時の送迎サービスを行なう。

(1) 石巻市の一部

「旧雄勝町の全域」「旧河北町の全域」「旧北上町の全域」「旧石巻市の南境地区」
「旧河南町の鹿又地区」

(2) 女川町の一部

「旭が丘、石浜、伊勢、市場通り、内山、浦宿浜、尾浦、尾浦町、大原、大道、女川、女川浜、御前浜、海岸通り、桐ヶ崎、黄金、桜ヶ丘、指ヶ浜、清水、竹浦、宮ヶ崎、鷺神、鷺神浜の23地区」

第7章 利用に当たっての留意事項

(利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、利用に当たって、留意すべき事項として「重要事項説明書」に記載する内容は別紙のとおりとする。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、短期入所の実施によって事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡して必要な措置を講ずる。

2 事業者は、短期入所の実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。第18条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができることとする。

3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行する。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第13条** 事業所は、非常災害においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。
 - 3 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条** 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第10章 身体拘束の廃止及び虐待の防止のための措置等

(身体拘束の廃止)

- 第15条** 事業所は、短期入所の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事前に本人及び家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を説明し、同意を得る。
- 2 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断、並びに身体拘束の方法及び時間等は、原則として個人では行わず、複数の関係職員による協議による。
 - 3 やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条** 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当任者を置く。

第11章 苦情解決及び個人情報の保護等

（苦情解決）

- 第17条** 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により宮城県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村又は、宮城県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、宮城県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。
 - 4 この他、苦情・相談についての対応については、別に定める「社会福祉法人旭壽会 苦情解決制度運用規程」による。

（守秘義務・個人情報保護）

- 第18条** 事業所のすべての職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又、職員でなくなった後においても同様のものとする。なお、この「業務上知り得た利用者又はその家族の秘密」には、特定個人情報（個人番号を含む）を含むものとする。
- 2 事業者は、個人情報保護に関する基本方針と特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針、個人情報の利用目的について、公表する。

第12章 衛生管理及び感染症対策

（衛生管理及び感染症対策）

- 第19条** 事業者は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に（おおむね3か月に1回以上）開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

第13章 その他運営に関する重要事項

(職員の質の確保)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(サービスの質の向上)

第21条 事業者は、自ら提供する短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業所のすべての職員は、常に利用者の生活の質的向上を図るべく自己研鑽に努めるとともに、サービスの質の向上に努める。

(職場におけるハラスメント対策)

第22条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動等との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を記載した書類を、閲覧可能な状態で備え置くものとする。
- 3 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「特別養護老人ホーム雄心苑身体障害者短期入所運営規程」(平成15年4月1日施行)は、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程の一部改定は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この規程の一部改定は、平成24年9月1日から施行する。
- 5 この規程の一部改定は、平成27年1月1日から施行する。

- 6 この規程の一部改定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規程の一部改定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程の一部改定は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 9 この規程の一部改定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 10 この規程の一部改定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この規程の一部改定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。